令和７年４月２７日執行の石巻市長選挙における選挙運動用自動車運転手雇用契約書

　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　（以下「乙」と

いう。）は、選挙運動用自動車の運転手の雇用に関して、次のとおり契約を終結する。

　（運転手の雇用）

第１条　甲は、選挙運動用自動車の運転手として、乙を雇用するものとする。

　（雇用期間）

第２条　雇用する期間は、次のとおりとする。

　　　　　令和　　 年　　 月　　 日から令和　　 年　　 月　　 日まで

　（報　　酬）

第３条　甲が乙に支払う報酬の額は、次のとおりとする。

　　　　　一金　　　　　　　　　　　円

　　　　ただし、1日につき　　　　　　　円とし、乙が運転業務に従事しない場合は、従事し

　　　ない日1日につき　　　　　　　円を減ずるものとする。

　（支払いの方法）

第４条　甲は、乙から請求のあった日から３０日以内に、前条に定める報酬を乙に支払うものと

　する。

　（支払いの特例）

第５条　甲が、公職選挙法第１４１条第８項の規定により自動車を無料で使用することができる

　場合は、前条の規定にかかわらず、乙は、石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運

　動の公費負担に関する条例第４条の規定に基づき、石巻市（以下「市」という。）に請求するも

　のとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

この場合において、市が乙に支払う金額が第３条に定める契約金額に満たない場合は、甲

が乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

　上記契約の証として、本契約書２通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

　　令和　　年　　月　　日

甲

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

乙

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名